

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第567号 平成25年6月27日

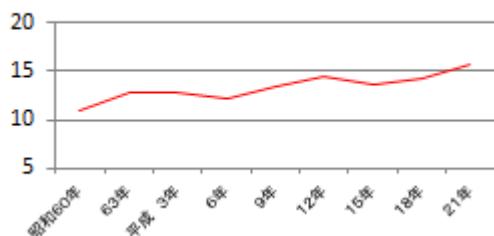
子どもの貧困対策法

前回の塾頭通信では、「いじめ対策法」を取り上げましたが、今回も、子どもにとって重要な法律である「子どもの貧困対策法」が成立しましたので、その事を取り上げたいと思います。

「子どもの貧困対策法」は、生活が苦しい家庭の子どもに対する学習支援等の実施を国や地方自治体に義務付ける為のもので、6月19日の参議院本会議で可決、成立したものです。

「子どもの貧困」というのは、その国の貧困線(等価可処分所得の中央値の50%)以下の所得で暮らす相対的貧困の17歳以下の子どもの存在及び生活状況をいいます。

「子どもの貧困率」の年次別推移



「子どもの貧困率」は、厚生労働省がOECDと同様の積算方法により算出し、公表しています。その結果を見ると、平成22年は15.7%となっており、しかも、左表の様に次第にその割合が高くなっている事が分かります。

特に、平成24年版「子ども・子育て白書」でも述べている様に、大人が1人で子供を育てている場合(母子家庭等)の貧困率が50%を超えているという事は見過ごすことの出来ない大きな問題であり、こうした結果からは、経済大国どころか「子どもの貧困大国」という、誠に不名誉な日本の姿が浮かび上がって来ます。

最新の2010(平成22)年国民生活基礎調査での相対的貧困率は、全体で16.0%、子どもで15.7%となっている。

一方、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は、14.6%であり、そのうち、大人が1人いる世帯の相対的貧困率は50.8%、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率は12.7%となっている。

また、OECDでは、2000年代半ばまでのOECD加盟国の相対的貧困率を公表しているが、これによると、我が国の相対的貧困率はOECD加盟国30か国中27位と高い水準となっており、特に子どもがいる現役世帯のうち大人が1人いる世帯の相対的貧困率が加盟国中最も高くなっている。

(平成24年版「子ども・子育て白書」から)

子どもに十分食事を与えられない家庭や子どもが病気になって病院に連れて行くだけの余裕のない家庭、更には子どもに対して経済的な理由で進学を諦めさせなければならない家庭といった貧困家庭が増えています。

その背景には、働く環境の変化が大きいと思います。

私が就職した頃は、殆どの方が正規職員として採用されていましたが、初任給は安くても毎年昇給し、贅沢は出来ませんでした。生活は比較的安定していました。また、私の妻は専業主婦でしたが、それでも子育てに窮する程、経済的に大変な思いをした事はありません。

しかし今日では、非正規雇用が当たり前になっていますし、一生懸命働いているのに年収が200万円に満たないワーキングプアといわれる人々も増えています。こうした中で、結婚しても自分達の生活を維持する事で手一杯で、仮に子どもが出来ても子どもの養育に十分な力を注ぐことが出来ない、という世帯は少なくありません。また、保育所には待機児童が沢山いるという状況で子供が出来てしまうと、2人のうちの1人は正規雇用を諦めパートで働くしかないといった事態も生じています。

今日のこうした社会情勢、特に母子家庭の貧困の現状に目をやると、「子どもの貧困」は親が責任を果たしていないという様な問題ではなく、社会の構造的な問題に起因しているのではないかとわざるを得ません。

勿論、「子どもの貧困」には、ネグレクトや虐待等、子を養育すべき親がその責任を果たしていないケースも有ります。しかしそれ以上に、税や社会保障制度が旨く機能していない、保育所の定員不足等々、子育て世代の子育てを支援する仕組みの貧困さこそ問題なのではないかと思っています。

そして何よりも大きな問題なのは、「子どもの貧困」は、親から子へ、また、その子から次の世代へと連鎖し、再生産されて行く事であり、そうした流れを断ち切る事こそ、「子どもの貧困」対策の柱としなければなりません。

「子どもの貧困」は今や抜き差しならない状況に置かれていますが、こうした中、国が今回の「子どもの貧困対策法」の制定によって、この問題を正面から捉え、「貧困の状況にある子ども等の健やかな成長及び教育の機会均等を図る」為の対策を総合的かつ計画的に推進しようとしている事は、評価できると思います。

また、法律では、「子どもの貧困」対策について、

- ・全ての子ども等に、その置かれている環境にかかわらず、健康で文化的な生活及び教育を受ける機会を保障することを旨として行われなければならない事
- ・貧困の状況にある子どもが成人になった後に再び貧困に陥ることを防止する事を旨として行われなければならない事

- ・子ども等の置かれた経済状況に関する問題にと止まらず、貧困が子ども等に与える精神的影響に関する問題についても行われるものとする事

等を理念とし、具体的な対策としては、

- ・低所得世帯への無償学習支援や奨学金の充実など教育及び教育費に関する支援
- ・遺族年金の充実等社会保障の充実
- ・保健指導等に係る体制の整備など乳幼児期からの早期対応の充実
- ・貧困状況にある子ども・親に対するサポート体制の構築
- ・保育所定員の増員、職業訓練の充実など親にお就労に関する支援

等多岐にわたっています。

今後、これらの施策が実を結び「子どもの貧困」問題の解決が図られる事を期待しています。そしてその為には、まず国民一人一人が「子どもの貧困」対策は「子育て世帯の貧困」対策といった認識を改める事が必要だと思っています。

子ども達が秘めている力、可能性の目を「貧困」が奪ってしまうという事は、その子にとってはもとより、日本に将来にとっても極めて大きな損失です。その意味で、「子どもの貧困」対策が効果を上げるか否かは、日本の将来の形にも影響する大きな問題だと考えるべきです。

「貧困」に伴う負の連鎖を断ち切り、全ての子ども達が夢と希望を持って生活し、未来に向かってチャレンジ出来る、そんな社会が1日も早く実現されるよう願っています。（塾頭：吉田 洋一）